令和6年7月19日

以下のとおり、5件の懲戒処分を行ったので公表します。

【事案1】公文書偽造

1	被処分者の 所 属 等	八幡西区役所保護第一課主任 岩永 幸一 (54歳・男性)
2	処分年月日	令和6年7月19日
3	処分の種類 及び程度	懲戒処分 免職
4	処分理由	被処分者は、令和6年3月、生活保護受給者の主治医が作成した病状調査票6件の偽造を行った。直属の係長が偽造に気づいたことで発覚し、すぐに、所属長及び係長が適正な処理をするよう指示したため、生活保護受給者や医療機関への影響は生じなかった。また、被処分者は、平成27年にも決裁権者4名分の印鑑を購入し、一部の決裁文書に押印する不適切事務処理を行い、懲戒処分を受けている。 この行為は、職の信用を失墜させるとともに、職務を怠るものであり、全体の奉仕者たるにふさわしくない非行に該当する。 ※根拠法令:地方公務員法第29条第1項第1号、第2号及び第3号
5	お問合せ先	北九州市八幡西区役所総務企画課 課長:荒木、係長:岡本 TEL:093-642-1442

【事案2】盗撮

¥ 3-7			
1	被処分者の 所 属 等	総務市民局 係員級職員 (29歳・男性)	
2	処分年月日	令和6年7月19日	
3	処分の種類 及び程度	懲戒処分 停職3月	
4	処分理由	被処分者は、令和6年4月27日(土)17時54分頃、福岡市内において、後方から女性に近づき、女性が着用しているスカート内にスマートフォンを差し入れ、動画で撮影しようとしたもの。同日、性的姿態撮影等処罰法違反(盗撮未遂)の疑いで現行犯逮捕され、令和6年6月6日に不起訴処分となった。この行為は、職の信用を失墜させるとともに、全体の奉仕者たるにふさわしくない非行に該当する。 ※根拠法令:地方公務員法第29条第1項第1号及び第3号	
5	お問合せ先	北九州市総務市民局総務課 課長:荒田、係長:江口 TEL:093-582-2102	

【事案3】窃盗

1	被処分者の 所 属 等	保健福祉局 主任級職員 (36歳・男性)
2	処分年月日	令和6年7月19日
3	処分の種類 及び程度	懲戒処分 停職 1 月
4	処分理由	被処分者は、令和6年3月30日(土)に市内店舗のトイレに置き忘れられていたカバンの中から財布を窃盗した。 その後、窃盗罪で検察へ送致され、令和6年6月5日に不起訴処分となった。 この行為は、職の信用を失墜させるとともに、全体の奉仕者たるにふさわしくない非行に該当する。 ※根拠法令:地方公務員法第29条第1項第1号及び第3号
5	お問合せ先	北九州市保健福祉局総務課 課長:和田、係長:石川 TEL:093-582-2403

【事案4】器物損壊

1	被処分者の 所 属 等	産業経済局 係長級職員 (48歳・男性)
2	処分年月日	令和6年7月19日
3	処分の種類 及び程度	懲戒処分 停職3月
4	処分理由	被処分者は、令和6年5月7日(火)、複数の飲食店等で飲酒後、酩酊 状態で帰宅しようとした際、停車中のタクシー運転手とトラブルになり、 タクシー左側後部ドアを蹴った。同日、器物損壊の疑いで逮捕され、令 和6年6月25日に不起訴処分となった。 この行為は、職の信用を失墜させるとともに、全体の奉仕者たるにふ さわしくない非行に該当する。 ※根拠法令:地方公務員法第29条第1項第1号及び第3号
5	お問合せ先	北九州市産業経済局総務課 課長:前田、係長:塩澤 TEL:093-582-2190

【事案5】支払遅延

1	被処分者の 所 属 等	産業経済局 主査級職員 (57歳・男性)
2	処分年月日	令和6年7月19日
3	処分の種類 及び程度	懲戒処分 停職 1 月
4	処分理由	被処分者は、令和4年11月、契約事務を怠り、委託料892,408円の支払いを遅延させた。また、被処分者は、平成30年度及び令和元年度にも別の支払い遅延事案により、懲戒処分を受けている。これらの行為は、職の信用を失墜させるとともに、職務を怠るものに該当する。 ※根拠法令:地方公務員法第29条第1項第1号及び第2号
5	お問合せ先	北九州市産業経済局総務課 課長:前田、係長:塩澤 TEL:093-582-2190

【お問合せ先】

(事案について) 上記事案ごとの問い合わせ先

(処分について)

総務市民局人事課 TEL:093-582-2203

課長:大庭、係長:濵野